

## 負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1)退職給与引当金	530,771,920	(引当金額うち117,247,020)
(2)修繕準備引当金	<u>53,477,343</u>	
固定負債合計		584,249,263
4 流 動 負 債		
(1)未 払 金	30,892,181	
(2)預 り 金	9,348,162	
(3)その他流動負債	<u>1,200,000</u>	
流動負債合計		<u>41,440,343</u>
負 債 合 計		625,689,606

## 資 本 の 部

5 資 本 金		
(1)自 己 資 本 金	1,801,150,000	
(2)借 入 資 本 金		
イ 企 業 債	<u>605,478,060</u>	
借入資本金合計	<u>605,478,060</u>	
資 本 金 合 計		2,406,628,060
6 利 余 金		
(1)資 本 利 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	9,727,127	
ロ 工 事 負 担 金	800,000	
ハ 補 助 金	<u>1,000,000</u>	
資本剰余金合計		11,527,127
(2)利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	50,000,000	
ロ 利 益 積 立 金	0	
ハ 建 設 改 良 積 立 金	16,163,098	
ニ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>26,671,728</u>	
利益剰余金合計	<u>39,491,370</u>	
利 余 金 合 計		<u>51,018,497</u>
資 本 合 計		<u>2,457,646,557</u>
負 債 資 本 合 計		<u>3,083,336,163</u>

## 別表 3

## 平成 1 4 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第 1 条 平成 1 4 年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間航海数	15,500	回
(2) 年間輸送台数	478,000	台
(3) 年間輸送同乗旅客数	669,000	人
(4) 年間輸送一般旅客数	103,000	人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事業収益		1,384,933	千円
第 1 項 営業収益		1,372,446	千円
第 2 項 営業外収益		12,487	千円
	支	出	
第 1 款 事業費		1,378,012	千円
第 1 項 営業費用		1,308,760	千円
第 2 項 営業外費用		67,694	千円
第 3 項 特別損失		1,558	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 117,102 千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資本的収入		100	千円
第 1 項 固定資産売却代金		100	千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出		117,202	千円
第 1 項 建設改良費		3,000	千円
第 2 項 開発費		1,000	千円
第 3 項 企業債償還金		112,202	千円
第 4 項 予備費		1,000	千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	783,518	千円
(2) 交際費	450	千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

熊本県選挙管理委員会告示第 49 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定に基づき、平成 14 年 3 月 17 日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙の候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成 14 年 5 月 31 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成 14 年 3 月 17 日執行熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規程による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,966,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松田繁子	所属党派	無所属	期 間	3 月 5 日から	第 1 回分
出納責任者	松岡正夫				3 月 22 日まで	

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
日本共産党	政党	143,850円
山田昌義	無職	40,000円
西川輝公	無職	50,000円
林田エイ子	無職	75,000円
江口睦美	無職	60,000円

支出

人件費	265,000円
家屋費	60,000円
選挙事務所費	60,000円
集合会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	336,000円
広告費	126,900円
文具費	4,579円
食糧費	108,000円
休泊費	
雑費	950円

その他の寄附	4件	40,000円	
その他の収入		303,579円	
今回計		712,429円	今回計 901,429円
前回計		0円	前回計 0円
総計		712,429円	総計 901,429円

報告書受理年月日	平成14年3月27日	第 1 回目
----------	------------	--------

- 備考 1 各候補者の記載の順序は、五十音順とする。  
2 寄附については、寄付者別の寄附額が1万円を超えるものについては「主たる寄附」として個別に記載するものとし、それら以外の寄附は「その他の寄附」としてその総計を何件何円と一括記載するものとする。